

令和7年度第3回富里市介護保険運営協議会 会議出席表

招集年月日		令和8年3月27日（金）	
招集の場所		本庁舎3階 第3会議室	
開会・閉会の時間		開会 13時00分	
		閉会 14時40分	
◎ 会長 ○ 副会長	氏 名	出欠等の別	備 考
	皆 川 高	欠	
	佐々木 佳 代	○	分科会のみ出席
	高 崎 啓 子	○	
	丹 さく子	○	
	石 井 みちよ	○	
	室 井 慶 擴	○	
	我 妻 道 生	○	
	田 村 由 紀	○	
	土 屋 和 秀	○	
	平 田 幸 子	○	
	鹿 田 千 春	○	
	山 田 悦 美	欠	
	部 長 藤 田 明 美		欠席
	課 長 押 切 功		
	主 査 戸 村 由貴子		
	主 査 笠 井 香穂里		
	副主査 小笹山 いくみ		
	主 査 小 倉 康 志		
	主 査 藤 崎 高 子		
	議 題	別紙のとおり	

令和 7 年度第 3 回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和 8 年 3 月 2 7 日（金）

午後 1 時 3 0 分から

場 所 市役所本庁舎 3 階第 3 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 富里市高齢者保険福祉計画・第 1 0 期介護保険事業計画における日常生活圏域ニーズ調査結果報告について【資料 1】

4 報告事項

- (1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告
【資料 2・3】
- (2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告
【資料 4】

5 そ の 他

6 閉 会

令和7年度第3回富里市介護保険運営協議会 議事要旨

1. 日時	令和8年3月27日(金) 13:30~14:30
2. 場所	富里市役所 本庁舎3階3会議室
3. 出席者	別紙、運協出欠表のとおり
欠席	
4. 次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画における日常生活圏域ニーズ調査結果報告について【資料1】 4 報告事項 (1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告【資料2・3】 (2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告【資料4】 5 その他 6 閉会

<議事要旨>

議事 (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画における日常生活圏域ニーズ調査結果報告について

資料1について、事務局（(株)ぎょうせい）から説明を行った。

議長 (会長)	ただいま(株)ぎょうせいさんから、調査報告について説明がありました。 それでは、皆様からご意見をいただければと思います。 今日はそれぞれの地域包括支援センターから来られています。先ほどの説明で、地区ごとの違いについても説明がありましたが、自分たちの地区についてもパーセンテージの説明がありました。何かご意見はありますか。
委員A	中部地区の東の方の担当です。地域包括支援センターの認知度のところですが、中部の東と西どちらが自分の地区なのか、というのは普段でも問い合わせがあるところなので、そうなのかなと思いました。住民の皆さんが混乱されるところなのかなと思います。
委員B	地域包括支援センターの認知度については、良かったなと思いますが、いまだに包括のことはわからない、初めて相談に来ました、という方もいるので、周知に関してはさらに頑張らないといけないと思いました。北部地区は、健康に関する意識が高いという実感があったので、アンケート結果でそれが表れていると感じました。
委員C	北部については、真ん中にセンターがあるため、情報が入りやすい環境にあるのかと思います。
議長 (会長)	委員Cさんは、北部の避難訓練で診療所の協力をしていただいているとのことですよ。
委員D	南部では、アンケート結果で閉じこもりリスクが高かった。ただ、転倒リスクと低栄養うつは他と変わらなかった。もしかしたら、南部は、ちょっとコンビニに行こうと思っても車で20～30分かかってしまうので。そこで、外出についての質問ですが、もしかして、その辺を歩いたり、近所の人に会いに行ったりするのを外出と捉えていないのかと思っていますが。
(株)ぎょうせい	これは、人によって受け止め方は様々あると思います。社会調査では、その言葉が、人によってイメージする範囲が異なることはたびたび問題になります。今回の調査の質問文は、国が設定して全国で実施しているものなので、その通り実施しています。残念ながら今回は、これ以上の分析は難しい状況です。
議長 (会長)	どういう外出の形態なのか、というのがあれば、より分かったのかなと思います。
委員A	70ページのうつリスクの、気分が沈んだり、憂鬱な気持ちになったりする、という設問ですが、該当者が40%というのが結構高いのかなと思いました。前回は39%なので、それほど変わっていないのかもしれませんが、これは全国的にみて高い数字でしょうか。

(株) ぎょうせい	今すぐに、全国の値との比較はできないのですが、ここは、どちらかが当てはまっていれば、該当者になる設定なので、ありえるのかなと思います。後日、全国の値との比較について、お知らせしたいと思います。
委員C	(医者として) 外来をやっていると感じるのですが、ちょっとしたことで一回気が減入ってしまうと、いろいろな情報番組で、老人性うつとかの情報が流れているので、あれ、私はそれに当てはまるのかな、と考えたりすることはあるみたいです。1人暮らしの人もあるし、同居していても人と意見が合わなくて自分だけ違っていたりすると、そういう風に考えたりとかはあるのかなと思います。
委員A	それが(うつの) 入口になる可能性もあるということでしょうか。
委員C	あることはあると思いますが、すぐにそうなるということではなくて、逆に、そのことをそのように考えられるのは、まだ大丈夫なのでは、と本人には説明しています。
委員E	中部西包括の委員Eです。自分の地域の包括の認知度が低いということでした。次の4月で5年目なので、分かりやすくできたらいいなと思っています。 それと、見方に不慣れな部分があるのですが、調査票にはお酒の質問があるのですが、その結果は載っていますか。
(株) ぎょうせい	45ページにあります。
委員E	ありがとうございます。アルコール性の認知症とか、飲酒したまま運転していたとかの事例など、結構飲酒の問題を抱える高齢者の方が多かったのが、富里市の場合は、多いほうなのか、どこを調べればわかるのかなど。
(株) ぎょうせい	こちら、すぐに回答できないので、確認し、後日報告させていただければと思います。
議長 (会長)	他に、何かありますか。 (意見なし) それでは、第10期の介護保険事業計画策定に係る調査報告書についての質疑応答を終わりとします。

<報告要旨>

報告事項 (1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告【資料2・3】

委員B	北部地域包括支援センターの委員Bです。それでは、先ほど開催されました分科会1地域包括支援センター等運営協議会の概要について報告します。資料2の1ページをご覧ください。保険者機能強化推進交付金と、介護保険保険者努力支援交付金についてです。まず、保険者機能強化推進交付金ですが、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援のため創設され、様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定し、自立支援、重度化防止等の取組を推進しています。富里市の令和8年度評価指標該当状況調査、調査結果は204
-----	--

点で、県内26位でした。次に、介護保険保険者努力支援交付金ですが、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため創設され、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のメリハリづけを強化されています。富里市の令和8年度評価指標該当状況調査結果は、189点で県内32位でした。

また、両交付金の合計得点は393点で、県内31位となっております。点数につきましては、市町村ごとの人口規模や地理的条件、地域資源など、取組の前提条件に関わらず全国一律の評価指標を用いていることや、評価指標に掲げている取組以外にも、市町村独自に地域の実績を踏まえ交付した取組を行っている場合があること、また、評価指標は市町村ごとの自己評価によって行われているものもあることなど、自治体の取組の適否を表すものではありません。

しかしながら、国の指標に合わせ事業を実施していくことで歳入を増やすことができるので、今後も評価指標の動向に合わせ事業の展開を進めていきたいと考えています。

次に、資料3をご覧ください。

北部地域包括支援センターの事業計画につきましては1ページから3ページ、中部東地域包括支援センターが4ページから6ページ、中部西地域包括支援センターが7ページから8ページ、南部地域包括支援センターは9ページから11ページとなります。

令和8年度の主な年間事業計画として、北部地域包括支援センターでは住民向けに様々なテーマで勉強会を行う地域ケア勉強会の開催やサービス活動、介護予防ケアマネジメントを実施します。

中部東地域包括支援センターでは、昨年度に引き続き、一般介護予防事業に重点を置き、地域の高齢者が要介護状態となるのを予防するため、ちょきん体操団体への継続支援と体力測定会の実施を行います。

中部西地域包括支援センターでは、基準緩和型サービスの活用も意識した介護予防支援を実施し、高齢者が様々な社会資源を活用し自主的に介護予防に取り組むことができるような視点のケアプラン作成を心がけ、自立支援を目指したケアマネジメントに取り組めます。

南部地域包括支援センターでは、生活支援コーディネーターと協働し、地域住民個々の「やりたい」を引き出し、自分自身で作る地域づくりを支援し、今あるコミュニティを継続できるよう支援します。

次に、12ページをご覧ください。北部地域包括支援センターの生活支援体制整備事業、年間事業計画になります。北部の事業計画につきましては、12ページから14ページになります。以下、中部東地域包括支援センターが15ページから16ページ、中部西地域包括支援センターが17ページから18ページ、南部包括支援センターが19ページから20ページとなります。

令和8年度の主な事業計画といたしましては、北部地域包括支援センターでは、地域住民で構成されている会議への参加や市内関係機関との情報共有を行い、連携の体制作りを行います。

	中部東地域包括支援センターでは、民生委員、自治会長、つながりのある地域資源と連携し、地域の実情に合わせたサービスの創出、担い手の養成ができるよう取り組みます。 中部西地域包括支援センターでは、地区社会福祉協議会や地域で開催されているサロン等に参加し、地域の情報共有や個別ニーズに対応するためにも、各機関と連携、情報の共有を図ります。 南部地域包括支援センターでは、現在の社会状況の中で、自分たちの住む地域には何が必要か、できることは何かを考え、いつまでも希望する場所に住み続けることができる地域を作る支え合い活動を支援します。 以上、報告事項1に関する説明でした。
--	--

報告事項 (2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告【資料4】

委員 A	富里市指定居宅介護事業所等・監査連絡協議会から委員Aが報告します。 資料4をご覧ください。 事務局から、令和7年度富里市集団指導の実施についてということで説明がありました。 令和8年3月24日火曜日、午前がケアマネジャーの事業所、居宅介護事業事業所、午後が地域密着型の介護事業所に向けた集団指導が行われました。 議題の方の1番から6番まであり、1番から説明します。電子申請と届け出の原則化が令和8年の4月から開始になります。介護サービス事業所の新規申請、変更等、事業所の負担軽減というところも考えて電子申請届出システムの運用が始まるということです。 資料は、電子申請届出システム、介護事業所向けリーフレットをご確認いただいております。 それから、議題の2の介護情報基盤については、介護に関わる情報、介護保険証等ですね、要介護認定情報、ケアプランについての情報等が、介護情報基盤というシステムに集め、共有できるようになるということです。 介護事業所の皆様へと大きく書いてある冊子の、1枚めくっていただくと、そこに全体の概要図が載っていますので、そちらを見ていただくとわかりやすいと思います。 左下に利用者というのがあって、右下に介護事業所、右上に医療機関も入っており、真ん中に介護情報基盤があります。 こういった情報が、アクセスして直接オンラインで、ウェブで確認できるようになるということです。 富里市では令和9年1月から運用開始を予定しているとのことです。 続いて、議題の3で、介護分野の職員の賃上げについてです。 これもそのまま資料をめくっていただくと出てきますが、本来は令和9年度から
------	---

介護報酬改定がありますが、その時期を待たずに、介護人材流出を防ぐための緊急的対応といったところで実施される事業で、補助金の額ですね、サービス区分ごとで設定されているのですが、介護報酬改定を待たずに実施するということです。

それから、議題の4、令和8年度介護報酬改定等について、それもその次の資料にあります。

ここに書いてある通り、他職種と遜色のない処遇改善を目指して、加算が拡充される、ということです。介護職員のみから介護従事者に拡充されて、ケアマネージャーや、事務員も対象になったということです。

これには申請等が必要なので、それぞれの事業所に説明をしたということです。

それから、資料はないのですが、議題の5、指定更新時期の確認についてということで、介護事業所の指定について、それぞれ有効期間が6年間定められているのですが、その更新時期を忘れていて、更新しないで過ぎてしまうということがないように各事業所で更新時期を確認してください、という案内がありました。

それから議題の6、千葉県介護サービス情報公表システムの更新についてです。こちら、更新は、各事業所で実施することになっているので、情報が古いままになっていないようにお気を付けください、という案内がありました。

あとは質疑で、いくつかありましたが、今回、その電子申請とか介護情報基盤といったところでデジタル化が進んでいるが、介護事業所の方にサポート体制は何かありますか、という質問がありました。それに対しては、それぞれの事業所が使用しているシステム会社等がサポートしていたり、例を言うとワイズマンシステム等、有名どころもきちんとサポート体制がしっかりしていると。

あとは、国の方の補助金とか助成金もあり、マイナンバーカードを活用したりするようになるので、そうするとか、読み込むためのカードリーダーが必要になるのですが、カードリーダーを購入するための補助金、助成金とかですが、国の方であるので、そういったものを活用してほしいということでした。

また、原則電子申請が開始ということですが、対応できない介護事業所に何か罰則等はあるのですかという質問もありましたが、罰則とかの予定はない、ということでした。

また、介護情報基盤が開始されるととても便利になると思います、というような意見がありました。それに対し、富里市は令和9年1月から運用開始ということですが、市町村によって運用時期が変わるそうですので確認をしてください、成田市、八街市など、時期が違う可能性があるので確認をしてください、令和10年度からは運用が完全にスタートになります、という回答がありました。

分科会2の報告は以上です。

その他

事務局	続きまして、「5 その他」ですが、事務局から報告することは特にありません。委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。
会長	資料2の1枚目、あの保険者として何番目だと出ていますが、県内の1番がどこで、その市町村が、こういうことをやって、こういう取り組みをやって、これだけの金額をやっている、そのような比較するようなデータはあるのでしょうか。
事務局	御宿町が県内では一番高い市町村になっていますが、取組の内容については不明で、点数だけ公表されていると把握しています。
会長	富里市も参考になるような取組があつて、これは画期的な取組だ、これをやってみたいな、というようにお互いできれば励みになるのではないかと思います。
事務局	注目を浴びている市町村についての研修というのは、国の方で行っている講座で紹介されることはよくありますが、県内という意味では、御宿町はそういえば一度そういういった取り組みの内容の講義を行っていただいたことはありました。
事務局	他に意見はございますか。 (意見なし) それでは追加で、お知らせします。 今日お配りした、3月27日追加資料、④、A4の1枚の、組織の改変について説明します。 令和8年度から富里市健康福祉部高齢者福祉課の資料になります。人口構造変化に応じた行政組織の改編ということで、2040年に向けてという小さなくくりがあり、団塊世代、および今後団塊ジュニアもありますが、後期高齢者に移行し、増加が見込まれる介護需要に、より効率的、迅速に対応するため、介護保険班という組織を新たに2つに分け、介護保険班と及び介護認定班に分けることにします。 包括支援班はそのまま残ります。お付き合い長い方は、平成28年度までは介護保険班と介護認定班で分かれていたことをご存じかと思いますが、以降合体して1つの介護保険班という形をしていましたが、かなり介護の認定の件数、調査も増えてきてるということで、改めて令和8年度から介護認定班ということで分けたという形になります。 新年度の運営協議会については、それぞれ介護保険班、介護認定班、包括支援班、それぞれの職員が参加しながら、展開したいと思います。1つ変更になったということで、報告事項になります。 もう1つの資料、3月27日の追加資料、⑤、介護保険最新情報について、内容は、第10期介護保険事業計画策定に向けた事前準備に関する留意事項、全16ページです。これは昨日厚労省の方で出たばかりの情報で、朝印刷してきました。 ボールペンでページ番号を振っていますので、10ページをお開きください。ページを横に向きを変えていただいて、第10期介護保険事業計画における手順について、7年、8年、2か年で策定の作業が書かれています。8年度が最終年度ということになりまして、7年度の大きな目玉は先ほど言ったニーズ調査で、今日、結果報告

を出しました。8年度は、骨子を作って計画の素案を展開し、パブリックコメントをやりながら最終案という形に向けて作っていきます。

その中でも、この運営協議会にはお諮りをしながら、9年度、10年度、11年度、3か年の必要な介護サービスの必要量、必要な施設、あとは色々な地域活動、予防事業、そういったものを来年度計画していきます。展開に応じて、最終的に介護保険料をどういう風に設定するか、という計画の中核に入っていきます。フローチャートが4月から来年の3月まで、主にやる部分を記載しており、国、県と連動しながら、情報提供しながら作っていきます。ここには(株)ぎょうせいさんもサポートで入りながら、見える化システムを使いながら、量の見込の試算、施設整備をどういう風にしていくか、保険料をどう改定していくか、そのような検討があります。

今後の8年度の業務委託契約の中のスケジュール策定でも、この点を留意してもらいながら共有していきたいと考えてます。

11ページには、介護サービスの種類ごとの費用に関する中長期的な推計ということで資料が出ています。続いて12ページ、地域の分類に基づいたサービス提供体制の確保について、地域の分類をどうするか、サービス提供体制の確保に向けた取組をどうするか、そういった作業があります。13ページが、これも大事ですが、医療介護連携の推進、慢性期の医療需要に対する医療介護提供体制にかかる地域課題および対応のあり方、介護施設と協力、医療機関のマッチング支援、入退院の支援等の場で、患者、利用者への治療、ケアの観点で、地域で浮かび上がった課題および解決策の検討結果を行っていくということです。14ページをお願いします。高齢者向け住まいの設置状況の勘案ということで、有料老人ホームやサ高住、それらについてもサービスの見込み量を試算しながら計画を立てていくというのがテーマとして上がっています。15ページが、介護人材確保と職務環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等、介護人材に向けた取組目標を作っていきながら人材推計を行っていく、生産性向上、経営改善支援等に関する取組目標も明確化しながら作っていくということになります。最後、16ページです。アンケート調査にも説明がありましたが、認知症施策の推進、認知症施策、特に医療資源、介護サービス、社会参加に関する状況の確認、今後の方向性ということでスキームが載っています。時間の関係上細かく説明はしませんが、こういったものをベースに第10期の計画を練り上げていくということになります。

最後に、特に配布の資料はありませんが、今日付けの時事通信社から出された文面がありますので、簡単に読み上げます。

いわゆる2040年の供給量の記載義務化、市町村の介護保険事業計画について厚労省厚生労働省は、市町村が策定する介護保険事業計画に、高齢者人口がピークを迎える2040年時点の介護サービス供給量に関する推計を盛り込むことを義務付ける方針だ。需要拡大に伴い人材不足の深刻化が見込まれる中、中長期的な視点での策定を促す狙い。今国会で介護保険法改正案の成立を目指し、第10期介護保険事業計画の基本指針へ反映することを考えている。現行法は、市町村が3年に1度、国が定めた基本指針に基づき、対象期間中のサービス供給量見込みなど含んだ事業計画

を策定するよう規定してます。一方で、2040年を見据えた中長期的な推計の記載は努力義務となっているため、地域ごとに実施状況に差が生じているということになっている。そこで、改正案では、40年時点の供給量に関する推計や中長期的なサービス提供体制の確保に向けた施策の記載を義務化する。合わせて基本方針を改定する方針で、26年夏頃に市町村に素案を示す予定です。

ということで、本日の時事通信社の記事が出てきたので、抜粋をいたしました。

(株) ぎょうせいさんも逐一そういった情報はキャッチしてくるかと思いますので、3年間の量だけではなく、2040年、先々に向けた本市の介護事業体制、どういう風にやっていくか、というところが次期計画の大事な視点になっていくということがありましたので、ご紹介しました。

次年度の組織改編、そして最新情報等含めた第10期計画への国の考え方、説明をいたしました。確認、質問等がございましたら挙手にてお願いいたします。

(意見なし)

難しい言葉も出てきてるかと思しますので、この最新情報等について、委員の皆様もチェックしていただきまして、次年度はいよいよ骨子、素案と、中核に入ってきますので、この中身をベースに策定を行っていくことになります。ぜひよろしくお願いいたします。以上です。